

# 雨水調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業 募集要項

## 1 公募の趣旨

横浜市と一般社団法人横浜みなとみらい21は、「みなとみらい21地区」の32施設とともに、環境省が実施する「脱炭素先行地域」の第1回公募に応募し、脱炭素先行地域に選定された。「みなとみらい21地区」では参画施設を中心とした地域の皆様とともに、電力消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出を2030年度までに実質ゼロにすることなどを目指し、多様な取組を展開し、大都市における脱炭素化モデルを構築する。

また、再生可能エネルギーにおいては、令和3年6月に国が策定した「地域脱炭素ロードマップ」では、公共施設において太陽光発電設備を「2030年には設置可能な建築物等の約50%、2040年には100%導入を目指す」とされており、横浜市においても公共施設への太陽光発電設備の導入を推進していく必要がある。

これらの背景から、再生可能エネルギーの地産地消により脱炭素先行地域等の再エネ転換を図るため、雨水調整池に設備を導入し、発電した再生可能エネルギー電力を脱炭素先行地域等へ供給するオフサイトPPAの事業提案を募集する。

## 2 用語の定義

本募集要項において、以下の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

### (1) 脱炭素先行地域施設

国から選定された脱炭素先行地域の参画施設又は参画を予定する施設

※本市の脱炭素先行地域の取組については以下のホームページを参照すること

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/senkouchiiki.html>

### (2) 候補施設

別紙1に掲げる本市が再生可能エネルギー設備の導入先候補として指定する雨水調整池

### (3) 希望施設

候補施設のうち、提案者が活用を希望する雨水調整池

### (4) 設置施設

希望施設のうち、実際に設備を導入する雨水調整池

## 3 提案資格

提案者は、次の全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

## 4 本事業の流れ

本事業の提案及び実施は以下のとおり進めることとする。なお、提案提出及び事業実施にあたり、提案者は本募集要項及び別紙2の実施条件を満たすものとする。

### (1) 提案提出

本募集は、提案者が雨水調整池において再生可能エネルギー設備を導入し、脱炭素先行地域施設等に発電電力を供給する事業の提案を募集するものである。提案者は、候補施設の中から希望施設を選定し、事業の提案を行うこと。

なお、複数者から提案があり、希望施設が重複した場合には、「11 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき評価を行い、評価の高い提案を重複施設における事業として選定する。

また、重複が無い希望施設に対する提案は、「11 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき評価を行い、選定基準を満たした提案を選定する。

(2) 提案選定後

提案が選定された場合、提案者は希望施設における詳細調査や、事業スキームの確立等を行うとともに、横浜市と事業実施に向けた協議を実施すること。協議の結果、事業が実施可能と両者が合意できた場合に事業を実施するものとする。また協議の結果、事業が実施不可との判断となった場合には、当該提案事業は終了するものとする。

なお、提案者による検討及び横浜市との協議は原則、令和5年12月までに完了させることとする。

(3) 事業実施合意後

事業実施合意後、提案者は設置施設の占有許可申請を行い許可の交付を受けた後、事業を実施するものとする。なお、事業実施合意後概ね2年から3年以内に事業を実施すること。

5 スケジュール

公募開始から協定の締結までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 公募から協定の締結までのスケジュール

日程	内容
令和5年4月20日（木）	公募開始
令和5年5月22日（月）	参加意向提出
令和5年6月21日（水）	質問書提出期限
令和5年6月30日（金）	質問書に対する回答
令和5年7月31日（月）	提案書提出期限
令和5年8月下旬	ヒアリング、審査・選定
令和5年9月以降	詳細協議、協定等の締結、事業開始

6 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出

本募集に参加の意向のある代表事業者は、参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月22日（月）午後5時（必着）

イ 提出先

〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）

横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

担当：名取、大嶋、山根

TEL：045-671-4155

E-mail：on-project@city.yokohama.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、温暖化対策統括本部プロジェクト推進課（横浜市庁舎24階）において、担当に手渡しすること。

エ 提出部数

1部

(2) 提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出したものについて、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員に提案関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和5年5月29日（月）午後5時までに、電子メールで送付。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は本市が通知を発送した日の翌日算で、区役所閉庁日及び土曜開庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない

らない。

本市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日及び土曜開庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 図面等の提供

候補施設の図面等の情報を希望する場合は様式3により申請すること。横浜市は当該申請者に対し申請を受けた資料を提供する。ただし、申請されたすべての資料が提供できるとは限らない。

### (1) 提出期限

令和5年7月10日（月）午後5時まで

※申請の受付開始は参加意向申出書の提出と同時とする。

### (2) 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

### (3) 提出先

横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

担当：名取、大嶋、山根

TEL：045-671-4155

E-mail：on-project@city.yokohama.jp

### (4) 提供日及び方法

申請受領後、速やかに提供可否及び提供方法を電子メールで回答する。ただし、申請された資料によっては提供までに時間を要することがある。

## 8 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式4）を提出すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

### (1) 提出期限

令和5年6月21日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

### (3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）

横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

担当：名取、大嶋、山根

TEL：045-671-4155

E-mail：on-project@city.yokohama.jp

### (4) 回答日及び方法

令和5年6月30日（金）までに、電子メールで回答する。

## 9 提案書の内容

提案書の作成にあたっては様式5に、別紙2の実施条件を踏まえ次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えること。また、ページ番号を記載すること。

### (1) 活用希望施設

### (2) 事業スキーム図

### (3) 導入設備仕様（太陽光発電設備設置容量及びパワーコンディショナ容量）

### (4) 設備設置仕様（設置位置、設置工法等）

※雨水調整池の機能保全（設備設置による貯水量の増減、雨水流出等による堆積土砂や流下物等）の影響に対する考え方について記載すること

### (5) 想定発電量及び想定売電先

### (6) 地域還元に資する取組提案

### (7) 事業実施体制図

※構成事業者は電気小売事業者、PPA事業ができる事業者及び団体の参加を必須とする。

ただし、電気小売事業者を介さずに本事業を実施できる場合はこの限りではない。

- (8) 収支計画
  - ※想定売電単価、総発電量からの想定される総収入と、総事業費の想定を記載すること
- (9) 運用計画（毎年の点検計画、設備の更新計画、非常時の対応方法等）
- (10) 実施スケジュール

## 10 提案書の提出

- (1) 提出期限
  - 令和 5 年 7 月 31 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出書類及び部数
  - 提案書（様式 5）6 部及び電子データ（PDF 形式、CD・DVD に記録したもの）
  - ※提出された書類一式は返却しない。
- (3) 提出先
  - 事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）すること。
  - 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）
  - 横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課
  - 担当：名取、大嶋、山根
  - TEL：045-671-4155

## 11 評価委員会及び評価に関する事項

- (1) 評価委員会
  - 提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表 評価委員会の構成

名称	雨水調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業評価委員会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の評価</li> <li>・評価の視点、評価項目の確認</li> <li>・評価の集計</li> <li>・ヒアリング</li> </ul>
委員長	温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路局河川企画課長</li> <li>道路局河川管理課長</li> <li>温暖化対策統括本部調整課担当課長</li> <li>環境創造局環境エネルギー課長</li> </ul>

- (2) 主な評価項目
  - 提案は、別紙 3 「事業評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。
  - なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 12 選定・非選定の通知

提案書を提出した者のうち、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 令和 5 年 9 月上旬頃に行う。
- (2) その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
  - 本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 13 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、提案書の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。
- (7) 提案の実現後は、横浜市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがある。

#### **14 無効となる提案**

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 募集要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 公募開始からヒアリング実施までの間に本募集に関して委員会委員との接触があった者